ASBJ
企業会計基準委員会
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル20階
TEL.03-5510-2711 URL https://www.asb-j.jp/jp/

【参考訳】

2026 年 11 月 6 日

国際会計基準審議会　御中

IASB公開草案（ED/2025/1）「リスク軽減会計 － IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案」に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「我々」という。）は、2025 年 12 月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案（ED/2025/1）「リスク軽減会計 － IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」（以下「ED」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。

2. 我々は、IASB が、企業の動的なリスク管理活動を財務諸表に反映するという極めて困難な課題について、長年にわたり慎重な審議を重ね、ED の公表に至ったことに敬意を表する。我々は、企業のリスク管理活動を財務諸表に忠実に表現するというリスク軽減会計の目的に賛同し、IASB が目指す全体的な方向性を支持している。

3. 我々は、ED が、これまでに利害関係者から寄せられた幅広い実務上の懸念に対処しようとする IASB の取組みを反映したものであると理解している。しかしながら、我々は、リスク軽減会計プロジェクトの目的を達成するためには、提案されているアプローチには依然としてさらなる検討を要する課題がいくつか含まれていると考えている。

4. したがって、我々は、リスク軽減会計プロジェクトの目的及び基本的な方向性を支持するものの、基準を最終化するにはさらなる精緻化が必要であると考えている。この文脈において、IASB は、当該モデルの理解可能性及び有用性、並びに実務上の適用可能性の観点から、より確かなものとする解決策を模索すべきであると考える。

5. 我々の ED に対する主なコメントは、次のとおりである。

（概念フレームワークからの離脱）

6. IASB は、アウトリーチ活動を通じて識別された欠点に対応するために、概念フレームワークから離脱し、リスク軽減調整額を資産又は負債で認識することを暫定決定したと理解している。

7. この点について、我々は、デリバティブ損益をその他の包括利益（以下「OCI」とい

う。）で認識することは、複雑さを伴わないと考えている。ただし、概念フレームワークから離脱してリスク軽減調整額を資産又は負債で認識することを受け入れられると利害関係者の間で合意があるのであれば、当該取扱いに反対するものではないと考えている。

8. 仮に IASB がこの方向性で進めるとした場合には、利害関係者の理解を深めるために、概念フレームワークから離脱してリスク軽減調整額を資産又は負債として認識することとした理由について、より詳細な説明（過去の経緯を含む。）を行うことが必要と考える。

（単一のモデルで二重の目的を達成することの限界）

9. ED は、リスク軽減会計モデル（以下「RMA モデル」という。）の目的は、次の 2 つの目的を有する企業のリスク管理活動の経済的影響を表現することであると述べている。

(a) キャッシュ・フローの変動性の低減

(b) 公正価値の変動性の低減

10. 一般的に言えば、(a)キャッシュ・フローの変動性の低減と(b)公正価値の変動性の低減は、相反する目的であると考えられる。この相反する目的に対応するため、IFRS 第 9 号「金融商品」では 2 つのモデル（すなわち、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジ）が規定されていると理解している。

11. しかしながら、ED では、通常 2 つのモデルで対処すべきところを RMA モデルという単一のモデルで対応することが提案されている。この結果、ED では、公正価値の変動性の低減という目的を達成する上で、次の課題に直面している。

(a) 償却原価で測定する金融資産及び負債の公正価値の変動性の低減という目的を達成する局面において、指定デリバティブの公正価値変動を OCI に認識すると、金融資産及び負債の変動が OCI に認識されないため、資本においてミスマッチが生じる。この状況を避けるために、ED では、概念フレームワークから離脱して、リスク軽減調整額を資産又は負債に認識することが提案されている。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVOCI 金融資産」という。）の公正価値の変動性を軽減すること又はこのような金融資産に関連したその他のリスクを軽減することである場合、指定デリバティブの公正価値の変動を OCI に認識することで、資本におけるミスマッチを回避し、リスク軽減活動の成果を財務諸表において忠実に表現することとなる。しかしながら、概念フレームワークから離脱してリスク軽減調整額を資産又は負債に認識

することとしたため、資本においてミスマッチが生じることとなる。このミスマッチを避けるためには、RMA モデルを適用する前に IFRS 第 9 号の公正価値ヘッジを FVOCI 金融資産に適用し、その後それらの FVOCI 金融資産を基礎ポートフォリオに含める必要がある。

12. 前項の課題は、RMA モデルだけでは固有の限界があることを示している。したがって、我々は、単一のモデルで 2 つの目的を達成することに限界があることを認める必要があると考える。その上で、我々は、IASB が RMA モデルの主たる目的（すなわち、企業の金利改定リスク管理活動の影響を財務諸表において忠実に表現すること）を達成するためには、RMA モデルを IFRS 第 9 号の一般的なヘッジ会計の要求事項と組み合わせることが必要となる状況があることを結論の根拠に記載することを提案する。

（金利改定期間帯ごとの集約）

13. ED では、企業が、予想される金利改定日に基づく金利改定期間帯を使用して、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを集約することにより、正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定することを要求することが提案されている。また、ED では、金利改定期間帯の数及び長さは、企業がリスク管理目的で使用する期間帯と整合的であることを要求することも提案されている。さらに、ED では、リスク軽減目的は、どの金利改定期間帯でも正味金利改定リスク・エクスポージャーの量を超えてはならないという制約（上限制約）を課すことが提案されている。（ED の IFRS 第 9 号 7.2.5 項、B7.2.12 項及び 7.4.1 項）

14. この点、我々の法域における作成者（銀行）からは、現行の実務では、国際的な規制に従いポートフォリオの全期間に対するリスク限度を設定しているとの意見が聞かれている。これらの作成者は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間にわずかな期間差がある場合、時の経過によりヘッジ対象とヘッジ手段が異なる金利改定期間帯に分類される可能性があることに懸念を示した。

15. このようなわずかな期間差は、リスク管理の観点から許容されるにもかかわらず、RMA モデルの要求事項を適用することで、特定の金利改定期間帯においてオーバーヘッジが生じることが懸念される。このため、企業のリスク軽減活動を財務諸表に忠実に表現するという目的が損なわれることとなる。若しくは、これらの要求事項は、企業がオーバーヘッジを回避するためにリスク軽減活動を変更せざるを得なくする場合がある。しかしながら、我々は、このように会計基準がリスク管理活動に影響を与えることは望ましくないと考える。

16. したがって、企業のリスク管理活動を財務諸表に忠実に表現する観点から、このようなわずかな期間差に対処するための柔軟性を許容する仕組みを設けることを提案する。

（コア要求払預金に関連する事項）

17. 要求払預金の最下層（すなわち、コア要求払預金）について、ED の B7.2.2 項では、「一部の預金は引き出されず、顧客残高が長期間にわたり維持される。したがって、ポートフォリオのベースでは、そのような預金の一部は固定金利の金融負債を表すものとみなされ、基礎ポートフォリオに含めることに適格である。」と述べられている。

18. 他方、金融負債の再調達について、ED の B7.2.4 項では、「リスク軽減会計を適用する目的上、この予想される再投資又は再調達は変動金利のエクスポージャーを表す。」と述べられている。また、ED の設例 24 では、ポートフォリオ FL2 について顧客の預金の 3 分の 1 が毎年引き出されることを前提としているため、当該預金は短期間しか固定金利エクスポージャーとして取り扱われていない。

19. この点について、我々は、企業が採用するモデリング手法に基づけば、要求払預金は長期又は永久的な固定金利エクスポージャーとして取り扱われる場合があると考える。したがって、我々は、基準の要求事項と設例の関係を明確にすることが必要であると考える。また、我々は、コア要求払預金が長期又は永久的な固定金利エクスポージャーとして取り扱われる設例を追加することが有益であると考える。

20. 個々の質問に対する回答は、別紙を参照されたい。

21. 我々のコメントが、IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西　安喜
企業会計基準委員会　委員長

別紙

EDにおける個々の質問に対するコメント

ED で求められている個別の質問に対する我々のコメントは、次のとおりである。

質問 1—リスク軽減会計の目的及び範囲（セクション 7.1）
IASB は、次のことを提案している。 (a) リスク軽減会計の目的は、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理している場合に、財務諸表が企業のリスク管理活動の経済的影響を表現することである。 (b) リスク軽減会計は任意で適用される。ただし、企業がリスク軽減会計を適用することを認められるのは、企業が金利改定リスクを純額ベースで軽減していて、企業の事業及びリスク管理活動が 7.1.4 項に定められている特性を有している場合であり、かつ、その場合のみとする。 (c) 企業はリスク軽減会計をどのように適用するのかを正式に文書化することを要求される。 結論の根拠の BC11 項から BC37 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。 これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

（単一のモデルで二重の目的を達成することの限界）

1. ED は、RMA モデルの目的は、次の 2 つの目的を有する企業のリスク管理活動の経済的影響を表現することであると述べている。

 (a) キャッシュ・フローの変動性の低減

 (b) 公正価値の変動性の低減

2. 一般的に言えば、(a)キャッシュ・フローの変動性の低減と(b)公正価値の変動性の低減は、相反する目的であると考えられる。この相反する目的に対応するため、IFRS 第 9 号では 2 つのモデル（すなわち、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジ）が規定されていると理解している。

3. しかしながら、ED では、通常 2 つのモデルで対処すべきところを RMA モデルという単一のモデルで対応することが提案されている。この結果、ED では、公正価値の変動性の低減という目的を達成する上で、次の課題に直面している。

(a) 償却原価で測定する金融資産及び負債の公正価値の変動性の低減という目的を達成する局面において、指定デリバティブの公正価値変動を OCI に認識すると、金融資産及び負債の変動が OCI に認識されないため、資本においてミスマッチが生じる。この状況を避けるために、ED では、概念フレームワークから離脱して、リスク軽減調整額を資産又は負債に認識することが提案されている。

(b) FVOCI 金融資産の公正価値の変動性を軽減すること又はこのような金融資産に関連したその他のリスクを軽減することである場合、指定デリバティブの公正価値の変動を OCI に認識することで、資本におけるミスマッチを回避し、リスク軽減活動の成果を財務諸表において忠実に表現することとなる。しかしながら、概念フレームワークから離脱してリスク軽減調整額を資産又は負債に認識することとしたため、資本においてミスマッチが生じることとなる。このミスマッチを避けるためには、RMA モデルを適用する前に IFRS 第 9 号の公正価値ヘッジを FVOCI 金融資産に適用し、その後それらの FVOCI 金融資産を基礎ポートフォリオに含める必要がある。

4. 前項の課題は、RMA モデルだけでは固有の限界があることを示している。したがって、我々は、単一のモデルで 2 つの目的を達成することに限界があることを認める必要があると考える。その上で、我々は、IASB が RMA モデルの主たる目的（すなわち、企業の金利改定リスク管理活動の影響を財務諸表において忠実に表現すること）を達成するためには、RMA モデルを IFRS 第 9 号の一般的なヘッジ会計の要求事項と組み合わせることが必要となる状況があることを結論の根拠に記載することを提案する。

（会計上のミスマッチの位置付け）

5. RMA モデルの目的に関して、ED の BC13 項では、「IASB は、リスク軽減会計の適用は会計上のミスマッチの解消をもたらすが、提案している要求事項の主要な目的は、企業のリスク管理活動を可能な範囲で財務諸表に忠実に反映することであると結論を下した」と述べられている。換言すると、ED で提案されている要求事項の主目的は、会計上のミスマッチの解消ではないように見受けられる。

6. 他方、ED の BC40 項から BC50 項で示されている基礎ポートフォリオに含めるかどうかの根拠では、純損益におけるミスマッチの解消又は低減に焦点を当てている。これは、提案されている RMA モデルの目的とは整合していないように見受けられる。このような不整合があると、例えば、企業のリスク管理活動に含めているが会計上のミスマッチを解消又は低減しない金融資産をどのように取り扱うべきかが課題となる場合がある。

7. この点、我々は、RMA モデルにおいて個々の金融資産及び金融負債と指定デリバティブを紐づけることは困難であることから、指定デリバティブの公正価値変動による損益を繰り延べることで新たなミスマッチを生じさせる可能性がある金融商品を基礎ポートフォリオに含めないとする ED の提案に同意する。

8. また、ED の BC13 項では、「企業のリスク管理活動を可能な範囲（to the extent possible）で財務諸表に忠実に反映すること」が RMA モデルの主目的であるとされている。我々の理解では、「可能な範囲（to the extent possible)」を考慮するという点には、会計上のミスマッチの解消又は低減が含まれると考えている。

9. したがって、我々は、「純損益におけるミスマッチの解消又は低減」を RMA モデルの第 2 の目的として位置づけ、この点を基準において明確化することを提案する。

（RMA モデルの適用要件）

10. ED では、企業は次の要件を満たす場合にのみ、RMA モデルを適用することが認められるとされている。（ED の IFRS 第 9 号 7.1.4 項）

> (a) 企業の事業活動が、企業を金利改定リスクに晒す金融商品の認識及び認識の中止を生じさせる。
>
> (b) 企業のリスク管理戦略が、軽減利率に基づいて、金利改定リスクを軽減すべきリスク限度を定めている。
>
> (c) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを純額ベースでリスク管理戦略に従ってデリバティブを使用して軽減する。

11. RMA モデルの適用要件は、2024 年 7 月の IASB ボード会議において議論され、次のことが暫定決定されていた（出典：2024 年 7 月 IASB Update）。当該要件は、ED の作成過程で変更されたものであると理解している。

> IASB は、企業は次のすべてに該当する場合にのみ動的リスク管理（DRM）モデルを適用できると暫定的に決定した。
>
> (a) 企業を金融資産及び金融負債から生じる金利改定リスクに晒す事業活動を有している。
>
> (b) 事前に決定された期間にわたる集約された（合算後又は正味の）金利改定リスクに基づいて、正味の金利収益と資本の経済的価値の両方の変動性を軽減することを狙いとする二本立ての目的を有する動的リスク管理戦略を採用

している。

(c) 所定の管理された金利に基づいて正味金利改定リスク・エクスポージャーを決定するための体系的なプロセスを使用し、リスク軽減活動を頻繁に調整している。

(d) 流動的な市場に対する自由なアクセスを有しており、それにより資金の調達又は余剰資金の投資を実勢ベンチマーク金利で行うことが可能になっている。

12. ここで、RMA モデルの適用要件に関する結論の根拠における一部の記載内容は、2024 年 7 月の IASB ボード会議において暫定決定された要件と整合しているように見受けられる。具体的には、ED の BC24 項は前項(a)の「金利改定リスクを生じさせる事業活動」に関連しており、ED の BC29 項から BC32 項は前項(c)の「正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定のための体系的なプロセス」に関連していると考えられる。

13. しかしながら、RMA モデルの適用要件は 2024 年 7 月の IASB ボード会議における暫定決定から変更されており、ED の IFRS 第 9 号第 7.1.4 項の要求事項と ED の結論の根拠における記述との間に齟齬が生じている。この結果、ED では、提案されている RMA モデルの適用要件が十分に説明されていないと考える。したがって、我々は、RMA モデルの適用要件と結論の根拠との整合性を確保するため、当該記述を見直すことを提案する。

14. また、RMA モデルは、企業のオープン・ポートフォリオの動的リスク管理を財務諸表によりよく表現することを確保することを目的としたものであると理解している。しかしながら、提案されている RMA モデルの適用要件では、企業がオープン・ポートフォリオの動的リスク管理を行っていることを要求していないように見受けられる。さらに、RMA モデルの適用要件（具体的には ED の IFRS 第 9 号 7.1.4 項(c)（本別紙第 10 項(c)参照)）では、「基礎ポートフォリオ」という専門用語が使用されている。この概念は、企業が RMA モデルを適用する際に検討すべきものであり、RMA モデルを適用するための条件ではないと考えている。

　したがって、我々は、RMA モデルの適用要件に関して、専門用語（すなわち、「基礎ポートフォリオ」）を削除し、企業がオープン・ポートフォリオから生じる金利改定リスクを純額ベースで管理しているという要求事項に置き換えることを提案する。

質問 2—基礎ポートフォリオ（7.2.1 項から 7.2.4 項）
IASB は、リスク軽減会計を基礎ポートフォリオ（すなわち、企業を金利改定リスクに晒している金融商品のポートフォリオ）に基づいて適用することを提案している。IASB は、金融商品が基礎ポートフォリオに含めることに適格であるのは、当該金融商品が次のものである場合のみとすることを提案している。 (a) （IFRS 第 9 号「金融商品」の 4.1.2 項又は 4.1.2A 項に従って）事後に償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに分類した金融資産 (b) （IFRS 第 9 号の 4.2.1 項に従って）事後に償却原価で測定するものに分類した金融負債 (c) 上記(a)又は(b)に定めている金融商品の認識又は認識の中止を生じさせる可能性のある将来の取引 IASB は、企業がリスク軽減会計を他の方法では軽減されない金利改定リスクに対するエクスポージャーにのみ適用することも提案している。ただし、金融商品が金利改定リスク以外のリスクについてのヘッジ対象として指定されている場合には、ヘッジ対象エクスポージャーは基礎ポートフォリオに含めることに適格である。 結論の根拠の BC38 項から BC63 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。 これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

（FVOCI 金融資産）

15. ED では、FVOCI 金融資産は基礎ポートフォリオに含めることに適格であるとされている。この点、ED の BC45 項では、「会計上のミスマッチが生じるのは、金融資産に係る公正価値利得又は損失は OCI に認識される（IFRS 第 9 号の 5.7.10 項に示されている実効金利法を使用して純損益に認識される利息の金額は除く）が、デリバティブに係る公正価値利得又は損失は純損益に認識されるからである」と述べられている。

16. しかしながら、FVOCI 金融資産に RMA モデルを適用した場合、これらの資産から生じる OCI は資本に計上される一方、リスク軽減調整額は資産又は負債に計上される。このため、OCI におけるミスマッチは残ることとなる。この問題に関して、ED では、企業のリスク管理戦略が FVOCI 金融資産の公正価値の変動性を軽減すること又は FVOCI 金融資産に関連したその他のリスクを軽減することである場合に、IFRS 第 9 号第 6 章の一般的なヘッジ会計（公正価値ヘッジ）を適用した上で、そのような

FVOCI 金融資産を基礎ポートフォリオに含めることができるとする設例が示されている。

17. 前項のとおり、RMA モデルの主目的（すなわち、企業の金利改定リスク管理活動の影響を財務諸表に忠実に反映すること）を達成するためには、RMA モデルを IFRS 第 9 号の一般的なヘッジ会計の要求事項と組み合わせることが必要な場合がある。この問題が、RMA モデルだけではなく、一般的なヘッジ会計により解決しなければならないという事実は、RMA モデル単独には一定の限界があることを浮き彫りにしている。

18. 前項のとおり、ED では、RMA モデルを IFRS 第 9 号の一般的なヘッジ会計の要求事項と組み合わせる潜在的な必要性について、十分に明確化されていない。したがって、我々は、FVOCI 金融資産に RMA モデルを適用した場合における OCI のミスマッチに対応するアプローチやその理由を結論の根拠で明確に説明することを提案する。この文脈において、このアプローチを IFRS 第 9 号の一般的なヘッジ会計の要求事項と組み合わせることは、企業の金利改定リスク管理活動の影響を財務諸表に忠実に表現するという観点から位置づけられる可能性がある。

（コア要求払預金に関連する事項）

19. 要求払預金の最下層（すなわち、コア要求払預金）について、ED の B7.2.2 項では、「一部の預金は引き出されず、顧客残高が長期間にわたり維持される。したがって、ポートフォリオのベースでは、そのような預金の一部は固定金利の金融負債を表すものとみなされ、基礎ポートフォリオに含めることに適格である。」と述べられている。

20. 他方、金融負債の再調達について、ED の B7.2.4 項では、「リスク軽減会計を適用する目的上、この予想される再投資又は再調達は変動金利のエクスポージャーを表す。」と述べられている。また、ED の設例 24 では、ポートフォリオ FL2 について顧客の預金の 3 分の 1 が毎年引き出されることを前提としているため、当該預金は短期間しか固定金利エクスポージャーとして取り扱われていない。

21. この点について、我々は、企業が採用するモデリング手法に基づけば、要求払預金は長期又は永久的な固定金利エクスポージャーとして取り扱われる場合があると考える。したがって、我々は、基準の要求事項と設例の関係を明確にすることが必要であると考える。また、我々は、コア要求払預金が長期又は永久的な固定金利エクスポージャーとして取り扱われる設例を追加することが有益であると考える。

22. また、現行の IFRS 会計基準において、要求払預金をヘッジ対象として適格なものとして指定できないのは、IFRS 第 13 号「公正価値測定」第 47 項において、要求払

預金の公正価値は、要求払金額を当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日から割り引いた金額を下回らないと定めているためであると理解している。

23. この点、本別紙第 19 項の ED の提案を維持しつつ、要求払預金に関する IFRS 第 13 号の要求事項を見直さずに RMA モデルを最終化する場合には、これが意図しない結果を生じさせる可能性がないかどうかについて、IASB が検討するよう提案する。

（グループ内取引）

24. グループ内取引に関して、我々の法域の作成者（銀行）からは、次の意見が聞かれた。

(a) 実務においては、企業はグループレベルでリスク管理を行い、グループ内取引をリスク管理戦略に組み込んでいることがしばしばある。グループ内取引が外部のエクスポージャーと紐づいているなど、外部の第三者との取引と経済的に同等である場合には、そのようなグループ内取引は基礎ポートフォリオ及び/又は指定デリバティブに含めることに適格であるとすべきである。

質問 3—正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定（7.2.5 項から 7.2.10 項）
IASB は、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを予想される金利改定日に基づく金利改定期間帯ごとに集約することによって算定することを提案している。予想される金利改定日とは、基礎ポートフォリオの中の金融商品の決済又は金利改定が見込まれる日のいずれか早い方である。 IASB は、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを、企業がリスク管理の意思決定を行う方法と整合的な方法で算定することも提案している。これには次に関するものが含まれる。 (a) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを集約し、金利改定期間帯を（予想される金利改定日に基づいて）決定する根拠 (b) 企業が各金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用している測定 結論の根拠の BC64 項から BC69 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。 これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

（金利改定期間帯ごとの集約）

25. EDでは、企業が、予想される金利改定日に基づく金利改定期間帯を使用して、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを集約することにより、正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定することを要求することが提案されている。また、EDでは、金利改定期間帯の数及び長さは、企業がリスク管理目的で使用する期間帯と整合的であることを要求することも提案されている。さらに、EDでは、リスク軽減目的は、どの金利改定期間帯でも正味金利改定リスク・エクスポージャーの量を超えてはならないという制約（上限制約）を課すことが提案されている。（EDのIFRS第9号7.2.5項、B7.2.12項及び7.4.1項）

26. この点、我々の法域における作成者（銀行）からは、現行の実務では、国際的な規制に従いポートフォリオの全期間に対するリスク限度を設定しているとの意見が聞かれている。これらの作成者は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間にわずかな期間差がある場合、時の経過によりヘッジ対象とヘッジ手段が異なる金利改定期間帯に分類される可能性があることに懸念を示した。

27. 例えば、ヘッジ対象は満期9年であり、ヘッジ手段が満期10年のデリバティブである状況が考えられる。これらは、当初は同じ金利改定期間帯（例：6-10年）に分類される場合があるものの、時の経過によりヘッジ手段は当初の金利改定期間帯に分類されたままとなる一方、ヘッジ対象はより短期の金利改定期間帯（例：2-5年）に再分類されることとなる。この結果、特定の金利改定期間帯では、金利改定期間帯ごとの上限制約により、オーバーヘッジが発生する状況が生じる可能性がある。

28. このようなわずかな期間差は、リスク管理の観点から許容されるにもかかわらず、RMAモデルの要求事項を適用することで、特定の金利改定期間帯においてオーバーヘッジが生じることが懸念される。このため、企業のリスク軽減活動を財務諸表に忠実に表現するという目的が損なわれることとなる。若しくは、これらの要求事項は、企業がオーバーヘッジを回避するためにリスク軽減活動を変更せざるを得なくする場合がある。しかしながら、我々は、このように会計基準がリスク管理活動に影響を与えることは望ましくないと考える。

29. したがって、企業のリスク管理活動を財務諸表に忠実に表現する観点から、このようなわずかな期間差に対処するための柔軟性を許容する仕組みを設けることを提案する。

（RMAモデルの適用にあたり考慮するリスク・エクスポージャーの範囲）

30. EDでは、正味金利改定リスク・エクスポージャーは、企業がリスク管理の意思決定を行う方法と整合的な方法で算定することを要求することが提案されている。また、

正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用している測定には、キャッシュ・フローを基礎とした測定（例：金利改定満期ギャップの測定）及び/又は公正価値を基礎とした測定（例：ベーシスポイント当たりの現在価値の測定）が含まれる場合があり、金利改定期間帯によって異なる測定を使用することを認めることが提案されている。（ED の IFRS 第 9 号 7.2.9 項及び B7.2.13 項から B7.2.14 項）

31. これらの提案を踏まえると、我々は、金利改定期間帯ごとに変動金利エクスポージャーと固定金利エクスポージャーの両方を常に計測する必要はないと考える。しかしながら、ED の設例は、変動金利エクスポージャーと固定金利エクスポージャーの両方を計測するケースのみであることから、誤解を招く場合がある。このため、我々は、上述のアプローチを会計基準（適用指針を含む）又は結論の根拠において明確化することを提案する。

質問 4—指定デリバティブ（セクション 7.3）
IASB は、企業の金利改定リスクを企業のリスク管理戦略に従って軽減するために使用されている報告企業の外部の者との金利デリバティブのみが、指定デリバティブに含めることに適格であると提案している。 結論の根拠の BC70 項から BC77 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。 これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

32. 本質問項目について、コメントはない。

質問 5—リスク軽減目的及びベンチマーク・デリバティブ（7.4.1 項から 7.4.7 項）
IASB は、企業が次のようにすることを提案している。 (a) 企業が指定デリバティブを使用して軽減する金利改定リスクの量と整合的であるが、金利改定期間帯のそれぞれにおける正味金利改定リスク・エクスポージャーの量を超えないリスク軽減目的を定める。 (b) リスク軽減目的で定められている金利改定リスクの時期及び量を複製するためのベンチマーク・デリバティブを構築する。

(c) ベンチマーク・デリバティブで表される金利改定リスクの量の調整を、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品の予想外の変動により、正味金利改定リスク・エクスポージャーが期首に定めたリスク軽減目的を下回る量まで減少する場合に行う。

結論の根拠の BC78 項から BC87 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

（定義された用語の見直し）

33. ED で提案されている定義された用語については、その意図された意味に関して直観に反することから、次の見直しを提案する。

(a) 軽減利率（mitigated rate）

「軽減利率」という用語は、「企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクを管理する基礎となるベンチマーク金利」と定義されている。しかしながら、この用語は、利率そのものが軽減されることを連想させるものであり、リスク管理に用いられる基準金利であることを表していないため、不適切であると考える。したがって、「ベンチマーク」という概念をより正確に反映した用語（例：参照ベンチマーク金利（referencing benchmark rate））を使用することを提案する。

(b) リスク軽減目的（risk mitigation objective）

この用語は、現行の IFRS 第 9 号における「リスク管理目的」と類似している。IFRS 第 9 号 B6.5.24 項において、リスク管理目的とは「特定のヘッジ手段を、ヘッジ対象に指定した特定のエクスポージャーをヘッジするためにどのように使用するのか」に関するものであるとされている。リスク管理目的は、定性的（非定量的）な性質のものであると認識されている。

しかしながら、「リスク軽減目的」は、「企業がリスク管理戦略に従って軽減することを意図している金利改定リスクの絶対量」と定義されていることから、定量的な性質のものであると理解している。したがって、この文脈において「目的（objective）」という用語の使用は避けて、定量的な性質をよりよく反映した別の用語（例：リスク軽減目標（risk mitigation target））を使用することを提案する。

質問 6—リスク軽減調整額の認識及び測定（7.4.8 項から 7.4.14 項）
IASB は、企業が次のようにすることを提案している。 (a) リスク軽減調整額を次のいずれか低い方に基づいて財政状態計算書に認識する。 （i） 指定デリバティブに係る利得又は損失の累計額 （ii） ベンチマーク・デリバティブの公正価値（現在価値）の変動累計額 (b) リスク軽減調整額として累積した金額を、基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差額が純損益に影響を与えるのと同じ期間に純損益に認識する。 (c) 各報告日に、リスク軽減調整額が軽減対象期間にわたって全額が実現されない可能性があるという兆候があるかどうかを評価する。 (d) 報告日現在でリスク軽減調整額として累積された金額が正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を超える場合の減額を、直ちに純損益に認識する。 結論の根拠の BC88 項から BC116 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。 これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

（概念フレームワークからの離脱）

34. ED では、「概念フレームワーク」を離脱し、リスク軽減調整額を資産又は負債として他の資産又は負債と区分して認識することが提案されている。

35. IASB の概念フレームワーク SP1.3 項では、「一般目的財務報告の目的を満たすために、当審議会は『概念フレームワーク』の諸側面から離脱する要求事項を定める場合がある。当審議会がこれを定める場合には、当該基準書に関する結論の根拠においてその離脱を説明することになる。」と述べられている。

36. 前項で引用した定めに従い、結論の根拠に当該離脱の説明が含まれているものの、ED の BC92 項における記述は非常に簡潔である。ED の BC92 項には、次のとおり示されている。

> (a) リスク軽減調整額を財政状態計算書に認識することに対する代替案は、変動性の高い利得又は損失を OCI に認識することである。このアプローチは、リスク管理活動の経済現象を忠実に表現しない。さらに、混合した会計上の測定の要求事項の結果となるので、提案しているアプローチよりも財務諸表利

用者にとって有用性の低い情報を提供することになる。

(b) 離脱の範囲は特定のリスク管理戦略及び活動に限定される（本公開草案の7.1.4項参照）。

37. IASBは、RMAモデルの開発過程において、リスク軽減調整額をOCIで認識するキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の仕組みを基礎としたDRMコアモデルを開発した。仮にDRMコアモデルが採用されていた場合には、概念フレームワークから離脱する必要はなかった。

38. しかしながら、DRMコアモデルに関するアウトリーチにおいて、リスク軽減調整額をOCIで認識することが、規制上の資本（regulatory capital）及びIFRS財務諸表で報告される資本（equity）への影響、並びにそれらの変動性に関する懸念が寄せられたと理解している。（2022年5月IASBボード会議資料AP4A参照）

39. また、一部の関係者からは、OCIは企業の財務業績（financial performance）に関する情報のみを提供するものであり、財政状態（financial position）に関する情報を提供するものではないことから、動的リスク管理を通じて達成された経済価値（economic value）の変動性の低減が財政状態に及ぼす影響を反映できないと指摘された。さらに、このような認識は、動的リスク管理の経済現象を忠実に表現しない形で資本（equity）に影響を与えることになるとの指摘もあった。（2022年5月IASBボード会議資料AP4A参照）

40. 我々は、IASBは、当該欠点に対応するために、概念フレームワークから離脱し、リスク軽減調整額を資産又は負債で認識することとしたと理解している。

41. EDの提案は、リスク軽減調整額をOCIで認識した場合に動的リスク管理の経済現象を忠実に表現しない形で資本に影響を与えることになるという欠点を反映したものであると理解している。次の表は、仮にリスク軽減調整額をOCIで認識した場合の資本への影響を要約したものである。

	(A) キャッシュ・フローの変動性の低減	(B) 公正価値の変動性の低減
(1) 償却原価で測定する金融資産・金融負債	(A-1) IFRS第9号のキャッシュ・フロー・ヘッジで会計処理を行った場合と同じ結果となる。	(B-1) 金融資産及び金融負債の変動からはOCIが生じないが、指定デリバティブの変動はOCIが生じるため、資本においてミスマ

		ッチが生じる。
(2)FVOCI 金融資産	(A-2) IFRS 第 9 号のキャッシュ・フロー・ヘッジで会計処理を行った場合と同じ結果となる。	(B-2) 金融資産から生じる OCI 及び指定デリバティブから生じる OCI の両者が相殺しあうため、資本においてミスマッチは生じない。

42. 前項の表の(A-1)及び(A-2)は、キャッシュ・フローの変動性の低減を目的として、会計上のミスマッチに対応するためにヘッジ手段として使用されるデリバティブから生じる損益を OCI で繰り延べるものである。この会計処理は、キャッシュ・フロー・ヘッジと同じ結果となるため、この会計処理を否定することは IFRS 第 9 号におけるキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理に疑問を呈するものとみなされる可能性がある。

43. 本別紙第 41 項の表の（B-1）については、経済価値（公正価値）の変動性を低減する目的でデリバティブを使用した場合、混合した会計上の測定の要求事項の結果として、金融資産と金融負債からは OCI が生じない一方、指定デリバティブから OCI が生じることとなる。このため、資本においてミスマッチが生じる。

44. 本別紙第 41 項の表の（B-2）については、金融資産から生じる OCI が指定デリバティブから生じる OCI によって相殺されるため、資本においてミスマッチは生じない。むしろ、リスク軽減調整額を資産又は負債で認識した場合には、資本においてミスマッチが生じることとなる。資本におけるミスマッチを回避するためには、FVOCI 金融資産に IFRS 第 9 号の公正価値ヘッジを適用した上で、これらの FVOCI 金融資産を基礎ポートフォリオに含める方法を取らざるを得ないと考える。

45. 上述の分析を踏まえると、リスク軽減調整額を OCI で認識することにより、動的リスク管理の経済現象を忠実に表現しない形で資本に影響を与えるのは、本別紙第 41 項の表の（B-1）の場合に限定される。このケースにおいて、我々は、デリバティブ損益を OCI で認識することは、複雑さを伴わないと考えている。

46. ただし、概念フレームワークから離脱してリスク軽減調整額を資産又は負債で認識することを受け入れられると利害関係者の間で合意があるのであれば、当該取扱いに反対するものではないと考えている。

47. 仮に IASB がこの方向性で進めるとした場合には、利害関係者の理解を深めるために、概念フレームワークから離脱してリスク軽減調整額を資産又は負債として認識

することとした理由について、より詳細な説明（過去の経緯を含む。）を行うことが必要と考える。

（低価テストの粒度）

48. リスク軽減調整額については、次のいずれか（絶対額で）低い方で測定して（以下「低価テスト」という。）、財政状態計算書に認識することとされている。（ED の IFRS 第 9 号 7.4.8 項）

(a) 指定デリバティブが指定された日からの指定デリバティブに係る利得又は損失の累計額

(b) ベンチマーク・デリバティブの公正価値（現在価値）の変動累計額

49. ここで、ED では、正味金利改定リスク・エクスポージャー及びリスク軽減目的については、金利改定期間帯ごとに算定することが要求されている（ED の IFRS 第 9 号 7.2.5 項及び 7.4.1 項）。対照的に、リスク軽減調整額の低価テストは、軽減対象期間全体で評価することになると理解している[1]。この文脈において、ED では、低価テストの評価単位（粒度）について具体的に定められていない。

50. したがって、我々は、IASB がリスク軽減調整額の低価テストの粒度を明確化することを推奨する。

（指定デリバティブから除外又は認識の中止を行ったデリバティブの取扱い）

51. ED は、IFRS 第 9 号 7.3.8 項に従ってデリバティブが指定デリバティブから除外された場合又は指定デリバティブの認識の中止が生じた場合の会計処理について取り扱っていない。したがって、我々は、IASB が指定デリバティブから除外された又は認識の中止を行ったデリバティブが指定された期間における公正価値の変動累計額に関する会計処理を明確化することを推奨する。

（リスク軽減調整額の超過額の評価とベンチマーク・デリバティブの調整の関係）

52. ED では、基礎ポートフォリオに含まれる金融商品の予想外の変動により、正味金利改定リスク・エクスポージャーが期首に定めたリスク軽減目的を下回る場合には、その影響を反映するようにベンチマーク・デリバティブを調整することが提案されている。これにより、ベンチマーク・デリバティブで表現されている金利改定リスクに対するエクスポージャーは、各金利改定期間帯における正味金利改定リスク・

[1] 2026 年 7 月 ASAF 会議資料 AP6 参照。
https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2026/july/asaf/ap6-preliminary-feedback-proposals-in-exposure-draft.pdf

エクスポージャーを超えないこととなる。(ED の IFRS 第 9 号 7.4.6 項及び 7.4.7 項)

53. 他方、ED では、リスク軽減調整額が軽減対象期間にわたり全額実現されない可能性があるという兆候がある場合、(a)リスク軽減調整額と(b)報告日時点の正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を比較し、リスク軽減調整額が当該現在価値を超過する場合に、企業はその超過額を直ちに純損益に認識することが提案されている（ED の IFRS 第 9 号 7.4.11 項から 7.4.14 項)。

54. この点、リスク軽減調整額が全額実現されない可能性が生じるときには、正味金利改定リスク・エクスポージャーが当初のリスク軽減目的を下回る水準まで減少している可能性があると理解している。このような場合に、我々は、IFRS 第 9 号 7.4.6 項及び 7.4.7 項の要求事項に従い、ベンチマーク・デリバティブの調整が行われ、各金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーの減少がリスク軽減調整額の額に適時に反映されると考える。

55. このため、ベンチマーク・デリバティブの調整を適切に行った後又はそのような調整を要求することなく、リスク軽減調整額の超過額を評価すること（超過テスト）が必要となる状況が明確ではないことから、我々は超過テストの必要性に疑問を有している。仮に IASB がこの評価の要求事項を維持する場合には、ベンチマーク・デリバティブを適切に調整したにもかかわらず、リスク軽減調整額が全額実現されない可能性がある状況をより明確に定めることを提案する。

質問 7—リスク軽減会計の中止（セクション 7.5）

IASB は、企業がリスク軽減会計を企業のリスク管理戦略が変更された日（すなわち、企業が金利改定リスクを管理する方法を変更する時点（軽減利率の変更を含む））から将来に向かって中止することを提案している。

IASB は、リスク軽減会計を中止する企業が、リスク軽減調整額として累積された金額を次のようにして純損益に認識することも提案している。

(a) 軽減対象期間にわたって規則的かつ合理的な基礎で（基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差額が依然として純損益に影響を与えると見込まれる場合）

(b) 直ちに（基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差額が純損益に影響を与えるとは見込まれなくなった場合）

結論の根拠の BC117 項から BC126 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明して

いる。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

56. 本質問項目について、コメントはない。

質問 8—発効日及び IAS 第 39 号の廃止（IFRS 第 9 号の付録 C のセクション C1）

IASB は、企業がリスク軽減会計に関する要求事項を［要求事項の公表日］以後開始する事業年度の期首から適用することを認めることを提案している。

IASB は、企業が IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」におけるヘッジ会計の要求事項の適用を次のいずれか早い時点で中止することも提案している。

(a) 企業がリスク軽減会計に関する要求事項を初めて適用する日

(b) ［IAS 第 39 号が廃止される日］以後開始する事業年度

結論の根拠の BC127 項から BC128 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

IAS 第 39 号を廃止する提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。IASB が IAS 第 39 号を廃止することを決定する場合、IASB が廃止の日を決定するにあたって考慮すべき情報があるか（例えば、IAS 第 39 号から移行するために必要となる可能性が高い期間）。

57. 本質問項目について、コメントはない。

質問 9—経過措置（IFRS 第 9 号の付録 C のセクション C2）

IASB は、次のことを提案している。

(a) 企業はリスク軽減会計について提案している要求事項を将来に向かって適用する。

(b) 企業は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債としての過去の指定について、当該金融商品が正味金利改定リスク・エクスポージャーを決定するために使用する基礎ポートフォリオに含められる場合には、当該指定を取り消すことが認められる。

(c) IAS 第 39 号からの移行を行う企業は、すべてのヘッジ関係についてヘッジ会計を中

止し、関連するヘッジ調整額について IFRS 第 9 号の 6.5.10 項及び 6.5.12 項を適用する。

(d) IFRS 第 9 号の第 6 章におけるヘッジ会計の要求事項からの移行を行う企業は、ヘッジ対象が 7.2.1 項に従って基礎ポートフォリオに含められる金融商品をヘッジ対象とするヘッジ関係についてヘッジ会計を中止することが認められる。

(e) 企業は、当該修正を初めて適用する報告期間において IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」の第 28 項(f)で要求されている定量的情報の開示を免除される。

結論の根拠の BC129 項から BC147 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

（初度適用において既存のデリバティブを指定デリバティブとして取り扱う場合の経過措置）

58. 企業が動的に金利リスクを管理している場合、RMA モデルの適用開始時点では、公正価値がゼロではない多数の既存のデリバティブが存在することが予想される。この点、ED では、ベンチマーク・デリバティブについて当初の公正価値がゼロとなるように構築することが提案されている。このため、RMA モデルへの移行日時点において、指定デリバティブの公正価値とベンチマーク・デリバティブの公正価値が大きく乖離することとなり、その結果、意図しない影響が生じる可能性がある。したがって、我々は、IASB が RMA モデルの円滑な移行を促進するための経過措置を導入することを提案する。

質問 10—開示要求（IFRS 第 7 号の修正案）

IASB は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に含めるべき新しい表示及び開示の要求事項を提案している。

第 30E 項は、企業が次の項目を他の科目と区分して表示することを要求する。

(a) 財政状態計算書において企業の資産の一部（借方残高である場合）又は企業の負債の一部（貸方残高である場合）のいずれかであるリスク軽減調整額

(b) 当期中に包括利益計算書において純損益に認識したリスク軽減調整額

第 30F 項から第 30P 項は、リスク軽減会計を適用する企業に、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を開示することを要求する。

(a) 企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクをどのように管理しているか

(b) 企業のリスク管理活動が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与える可能性があるか

(c) リスク軽減会計が企業の財政状態計算書及び包括利益計算書にどのように影響を与えたか

第 33A 項は、事業及びリスク管理活動が提案されている IFRS 第 9 号の 7.1.4 項に定められている特性を有しているがリスク軽減会計を適用しないことを選択する企業に適用される。このような企業は金利改定リスクをどのように管理しているかの定性的説明を提供することを要求される。

結論の根拠の BC148 項から BC171 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

（全般的な事項）

59. ED で提案されている開示要求に関して、我々の法域における作成者（銀行）からは、次の意見が聞かれている。

(a) 提案されている開示要求の中には、国際的な規制に従って、すでに企業の財務諸表以外の場所でリスク管理情報として開示されているものがあるため、その有用性には疑問がある。

(b) 新たに提案された開示要求の中には、企業に対して商業上の機密情報を開示することを強いるものがあるという懸念がある。

（RMA モデルを適用しないことを選択する企業に対する開示要求）

60. RMA モデルを適用しないことを選択する企業に対する開示要求（IFRS 第 7 号第 33A 項）に関して、我々の法域における利用者と作成者では異なる意見が聞かれている。このような意見を要約すると、次のとおりである。

<u>利用者からの意見</u>

(a) 動的な金利リスク管理を行っている企業（主に銀行や保険会社といった金融機関）に対して、当該リスクに関する定性的な開示を求めることは財務諸表利用者にとって有用であると考える。

作成者からの意見

(b) RMA モデルが任意適用であるにも関わらず、リスク軽減会計を適用しない企業に対して開示を要求することは、過度な対応である。

61. また、我々は、RMA モデルを適用しない企業に対して開示を要求することは、IFRS 会計基準を適用するすべての企業に対して、ED の IFRS 第 9 号 7.1.4 項における RMA モデルの適用要件を満たすかどうかの評価を実質的に要求することになると考える。

62. ここで、我々の法域の作成者（具体的には、保険会社）からは、ED が欧州の金融機関（主に銀行）を想定しており、そのような金融機関特有の用語が使用されていることから、RMA モデルの適用要件を満たしているかどうかの判断が困難であるとの意見が聞かれている。これらの作成者からは、RMA モデルを適用しないことを選択する企業に対する開示が要求されるかどうかについて不確実性があることへの懸念が示された。

63. この点、IASB は、RMA モデルを任意適用とした根拠の 1 つとして、ED の BC14 項において、「IASB は、リスク軽減会計を適用することを企業に要求するのは、適用の引き金となる具体的なリスク管理戦略及び活動を定義し記述することを意味することに留意した」と述べている。

64. したがって、我々は、IASB が RMA モデルを適用しないことを選択する企業に対する開示要求の提案を維持する場合には、開示の対象となる企業の範囲をより明確かつ具体的に定義することを推奨する。

（リスク軽減調整額の表示）

65. リスク軽減調整額は、借方残高である場合には資産として認識し、貸方残高である場合には負債として認識することとされている。(ED の IFRS 第 7 号第 30D 項)

66. この点、ED では、企業又は企業集団（会社単位で RMA モデルを適用している場合を含む。）が RMA モデルを複数の異なる基礎ポートフォリオに適用し、一部のポートフォリオで借方残高が生じ、他のポートフォリオで貸方残高が生じる場合に、リスク軽減調整額を総額又は純額のいずれで表示するのかについて明確化されていない。したがって、我々は、この点について会計基準で明確化することを提案する。

質問 11—リスク管理戦略
以下の質問は、IFRS 第 17 号「保険契約」で定義されている保険契約を発行する企業に具体的に関連するものである。これらの質問に回答する際に、コメント提出者は、保険契約資産及び負債は 7.2.1 項に従って基礎ポートフォリオに含めることに適格であると仮定することが必要である。 本公開草案における提案に基づいて、 (a) 回答者のリスク管理戦略及び活動が、7.1.1 項から 7.1.2 項の記述とどの程度まで合致又は相違しているのかを記述されたい。 (b) 回答者の事業及びリスク管理活動が、7.1.4 項に記述されている特性とどの程度まで合致又は相違しているのかを記述されたい。 本公開草案におけるリスク軽減会計についての提案は、現在利用可能な会計処理の選択肢と比較して、金利改定リスクを管理するための回答者の活動の経済的影響を財務諸表においてよりよく表現するという IASB の目的を達成するか。賛成又は反対の理由、及び代わりにどのようなことを提案するのかを説明されたい。

67. IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約（IFRS 第 9 号 2.1 項(e)に従い、IFRS 第 9 号が適用されるものを除く。）は、IFRS 第 9 号に従って分類されるものではないことから、基礎ポートフォリオに含めることに適格なものに該当しないと理解している。

68. しかしながら、以降では、この質問の要請に従い、IFRS 第 17 号に従って会計処理される保険契約資産及び負債が基礎ポートフォリオに含めることに適格であると仮定した場合の影響について、我々の法域の利害関係者から聞かれた主な意見をお示しする。

（保険契約を発行する企業におけるリスク管理及び活動に関する事項）

69. 保険契約を発行する企業におけるリスク管理及び活動に関する事項について、我々の法域の利害関係者から聞かれた主な意見は、次のとおりである。

(a) 仮に保険契約資産及び負債が基礎ポートフォリオに含めることに適格である場合、我々の法域における保険会社は ED の IFRS 第 9 号 7.1.4 項の要求事項を満たす可能性があると考える。

(b) 保険会社ではデリバティブを使用するだけではなく、金融資産の再調整（すなわち、金融資産の売却及び/又は再投資）を通じて、資産と負債のデュレーションの整合性を管理している。したがって、保険会社のリスク管理活動を財務諸表に正確に反映する観点からは、デリバティブの使用に基づく ED で提案され

ているアプローチでは十分ではない場合がある。

(c) ED の提案は、主に欧州の金融機関（主に欧州の銀行）を想定しており、主に銀行で使用される用語が用いられていることから、当該モデルが保険会社のリスク管理活動と整合しているかどうかを適切に評価すること及びRMA モデルを適用できるかどうかを判断することが困難である。したがって、欧州の金融機関（主に欧州の銀行）以外の企業の観点から、RMA モデルに関する用語の明確化及び具体化が必要である。

（RMA モデルの適用に関する事項）

70. 保険契約を発行する企業において RMA モデルを適用するとした場合の影響について、我々の法域の利害関係者から聞かれた主な意見は、次のとおりである。

(a) 我々の法域では、FVOCI 金融資産を多く保有し、保険契約資産及び負債についても貨幣の時間価値の変動をOCI で認識することを選択する保険会社が存在する。このような状況において、ED の提案を適用した場合には、当該要求事項が会計上のミスマッチを生じさせることから懸念がある。

以　上